

貨物自動車運送事業のモデル三六協定およびその届

時間外労働  
休日労働 に関する協定届

様式第9号(第17条関係)

事業の種類		事業の名称		事業の所在地(電話番号)			
貨物自動車運送事業		新宿運輸株式会社		新宿区西新宿1-6-1 (03-5323-7626)			
	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間	延長することができる時間		期間
					1日	1日を超える一定の期間 (起算日)	
① 下記②に該当しない労働者	需要の季節的な増大等に対処するため(詳細は別添協定書記載のとおり)	別添協定書記載のとおり	別添協定書記載のとおり	1週40時間 1日8時間	別添協定書記載のとおり		平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで
② 1年単位の变形労働時間制により労働する労働者	同上	同上	同上	1週52時間 1日10時間	同上		同上
休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日	労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻		期間
需要の季節的な増大等に対処するため(詳細は別添協定書記載のとおり)		別添協定書記載のとおり	別添協定書記載のとおり	毎週1日 国民の休日	別添協定書記載のとおり		平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで

協定の成立年月日 平成〇年〇月〇日

協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の 職名 車両課主任  
氏名 田中 花子

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(投票による選挙)

平成〇年〇月〇日

使用者 職名 代表取締役社長  
氏名 山田 太郎 ㊞

新宿労働基準監督署長殿

**貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の1カ月  
についての拘束時間の延長に関する協定書（例）**

〇〇運送株式会社代表取締役〇〇〇〇と〇〇運送株式会社労働者代表〇〇〇〇は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（厚生労働省告示）第4条第1項第1号ただし書きの規定に基づき、拘束時間に関し、下記のとおり協定する。

記

- 1 本協定の適用対象者は、長距離運行に従事する自動車運転者とする。
- 2 拘束時間は下の表のとおりとする。なお、起算日は毎月1日とする。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間計
300 時間	280 時間	284 時間	300 時間	280 時間	284 時間	284 時間	300 時間	320 時間	280 時間	284 時間	320 時間	3,516 時間

- 3 本協定の有効期間は、平成〇年4月1日から平成〇年3月31日までとする。
- 4 本協定に定める事項について変更する必要がある場合には、1カ月前までに協議を行い、変更を行うものとする。

平成〇年〇月〇日

〇〇運送株式会社 労働者代表 〇〇〇〇 印  
〇〇運送株式会社 代表取締役 〇〇〇〇 印

(別 添)

時間外労働および休日労働に関する協定書

新宿運輸株式会社代表取締役山田太郎（以下「甲」という）と新宿運輸株式会社労働者代表田中花子は、労働基準法第36条第1項の規定に基づき、労働基準法に定める法定労働時間（1週40時間、1日8時間）並びに変形労働時間制の定めによる所定労働時間を超えた労働時間で、かつ1日8時間、1週40時間の法定労働時間または変形期間の法定労働時間の総枠を超える労働（以下「時間外労働」という）および労働基準法に定める休日（毎週1日または4週4日）における労働（以下「休日労働」という）に関し、次のとおり協定する。

第1条 甲は、時間外労働および休日労働を可能な限り行わせないよう努める。

第2条 甲は、就業規則第33条の規定に基づき、必要がある場合には、次により時間外労働を行わせることができる。

	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	従事する労働者数 (満18歳以上の者)	延長することができる時間				期間
				1日	1日を超える一定の期間 (起算日)			
					2週 (4月1日)	1箇月 (4月1日)	1年 (4月1日)	
① 下記②に該当しない労働者	・需要の季節的な増大および突発的な発注の変更に対処するため ・一時的な道路事情の変化等によって到着時刻に遅延が生ずるため ・当面の人員不足に対処するため	自動車運転者	50	7	52	127	1,170	平成22年4月1日から平成23年3月31日まで
		荷役作業員	10	3	25	40	360	
		自動車整備士	3	3	20	30	360	
	毎月の精算事務のため	経理事務員	2	3	20	30	360	
② 1年単位の变形労働時間制により労働する労働者	・需要の季節的な増大および突発的な発注の変更に対処するため ・一時的な道路事情の変化等によって到着時刻に遅延が生ずるため ・当面の人員不足に対処するため	自動車運転者	60	7	52	127	1,150	平成22年4月1日から平成23年3月31日まで
		荷役作業員	10	3	23	35	320	
		自動車整備士	2	3	18	25	320	
	毎月の精算事務のため	経理事務員	2	3	18	25	320	

2 自動車運転者については、前項の規定により時間外労働を行わせることによって「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（厚生労働省告示。以下「改善基準」という）に定める1箇月についての拘束時間並びに1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、前項の時間外労働時間の限度とする。

第3条 甲は、就業規則第33条の規定に基づき、必要がある場合には、次により休日労働を行わせることができる。

休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	従事する労働者数 (満18歳以上の者)	労働させることができる休日並びに始業および終業の時刻	期間
需要の季節的な増大に対処するため	自動車運転者	110	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法定休日のうち、2週を通じ1回</li> <li>・始業および終業時刻は、あらかじめ運行予定表で定められた始業および終業の時刻とする。</li> </ul>	平成22年4月1日から平成23年3月31日まで
	荷役作業員	20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法定休日のうち、4週を通じ2回</li> <li>・始業時刻 午前8時</li> <li>・終業時刻 午後5時</li> </ul>	
	自動車整備士	5		
毎月の精算事務のため	経理事務員	4		平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

- 2 自動車運転者については、前項の規定により休日労働を行わせることによって、改善基準に定める1ヵ月についての拘束時間および1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、前項の休日労働の限度とする。

**第4条** 前2条の規定に基づいて時間外労働または休日労働を行わせる場合においても、自動車運転者については、改善基準に定める運転時間の限度を超えて運転業務に従事させることはできない。

**第5条** 甲は、時間外労働を行わせる場合は、原則として、前日の終業時刻までに該当労働者に通知する。また、休日労働を行わせる場合は、原則として、2日前の終業時刻までに該当労働者に通知する。

**第6条** 第2条の表における2週、1ヵ月および1年の起算日並びに第3条の表における2週および4週の起算日はいずれも平成22年4月1日とする。

- 2 本協定の有効期間は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までとする。  
平成22年3月29日

新宿運輸株式会社 労働者代表 田中 花子 印  
新宿運輸株式会社 代表取締役 山田 太郎 印

## 1年単位の変形労働時間制に関する労使協定

〇〇運送(株)と〇〇運送〇〇営業所従業員代表とは1年単位の変形労働時間制に関し、次のとおり協定する。

**第1条** 平成〇年4月1日から平成〇年3月31日までの1年間の勤務時間については、本協定の定めるところによるものとする。

**第2条** 前条の期間中における各日の所定労働時間は8時間、始業の時刻は午前8時、終業の時刻は午後5時とする。なお、休憩時間は、正午から午後1時までとする。

**第3条** 第1条の期間中における休日は、国民の祝日（祝日が日曜日と重複するときは翌日）、5月4日、毎日曜日、会社の指定する日、年末年始休暇および夏季休暇とし、1週間の所定労働時間が1年を平均して40時間以下となるように別紙年間休日カレンダーで定める。

なお、従業員が休日として指定された日に出勤を命じられた場合には、当該出勤を命じられた日から起算して4週間以内の日であって、会社があらかじめ指定した日を休日とする。

**第4条** 第2条の所定労働時間を超えて労働させた場合は、就業規則第〇条に基づき時間外手当を支払う。

**第5条** 変形期間の途中で入社する者や退職する者に対して、1年単位の変形労働時間制を適用する場合には、その実勤務期間を平均し、週40時間を超えて勤務した時間に対し、時間外手当を支払う。

**第6条** 本協定の変形労働時間制については、就業規則第〇条および第〇条の規定で適用が除外されている従業員以外の全社員に適用する。

**第7条** 妊産婦の従業員が請求した場合、本協定の変形労働時間制については、その従業員には適用しない。

**第8条** 幼児を養育する従業員、家族介護を行う従業員、職業訓練または教育を受ける従業員その他特別の配慮を要する従業員が請求した場合、本協定の適用に当たっては、会社は従業員代表と協議するものとする。

**第9条** 本協定の有効期間は、平成〇年4月1日から平成〇年3月31日までとする。

平成〇年〇月〇日

代表取締役社長〇 〇 〇 〇 印

〇〇営業所 従業員代表〇 〇 〇 〇 印

「時間外労働および休日労働に関する協定書」における自動車運転者の限度時間について

自動車運転者の時間外労働の限度時間は、他の荷役作業員、自動車整備士、経理事務員等と異なり、厚生労働省告示「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（以下「改善基準告示」という）に定められた拘束時間の限度枠内となります。以下では、本冊子にモデル例として掲げた限度時間の算出方法について説明します。

なお、モデル例として掲げた限度時間数は、改善基準告示に基づいて算出したほぼ限度時間の枠を示しており、実際には過労運転による交通労働災害や自動車運転者の健康障害の発生防止の観点に立ち、各事業者が自社に合った限度時間を設定することが望めます。

- 前提条件：** ● 1日の所定労働時間は8時間、週5日勤務、休憩時間は1時間とします。  
 ● 法定休日労働はないものとします。

① 下記の②に該当しない自動車運転者の場合

延長することができる時間		算出方法
1日	7時間	改善基準告示では、1日の拘束時間の最大は16時間（ただし15時間超えは1週2回以内）です。よって、 $16 \text{ 時間} - (\text{労働時間 } 8 \text{ 時間} + \text{休憩時間 } 1 \text{ 時間}) = 7 \text{ 時間}$ が時間外労働の限度となります。
2週	52時間	改善基準告示では、1日の拘束時間は原則13時間とされています。ただし、上記のとおり1週2回までは最大16時間まで延ばすことができます。よって、2週の拘束時間の合計は、 $16 \text{ 時間} \times 4 \text{ 日} + 13 \text{ 時間} \times 6 \text{ 日} = 142 \text{ 時間}$ となります。 2週全体の拘束時間から2週全体の労働時間と休憩時間とを引くと $142 \text{ 時間} - (\text{労働時間 } 80 \text{ 時間} + \text{休憩時間 } 10 \text{ 時間}) = 52 \text{ 時間}$ が時間外労働の限度となります。
1カ月	127時間	（前提条件として、30日の月で、月間の労働日数21日を想定しています） 改善基準告示では、1カ月の拘束時間は原則293時間ですが、労使協定により1年のうち6カ月までは320時間まで延ばすことができます。よって、 $320 \text{ 時間} - (\text{1カ月の法定労働時間 } 171.4 \text{ 時間} + \text{休憩時間 } 21 \text{ 時間}) = 127.6 \text{ 時間} = 127 \text{ 時間 } 36 \text{ 分}$ * 1カ月（30日）の法定労働時間は、週40時間が法定労働時間であることから $30 \text{ 日} \div 7 \text{ 日} \times 40 \text{ 時間}$ で求めることができます。
1年	1,170時間	（前提条件として、年間労働日数260日を想定しています） 改善基準告示では、1年間の拘束時間は3,516時間とされています。よって、 $\text{拘束時間 } 3,516 \text{ 時間} - (\text{1年間の法定労働時間 } 2085.714 \text{ 時間} + \text{休憩時間 } 260 \text{ 時間}) = 1,170.286 \text{ 時間} \approx 1,170 \text{ 時間 } 18 \text{ 分}$ * 1年間（365日）の法定労働時間は、週40時間が法定労働時間であることから $365 \text{ 日} \div 7 \text{ 日} \times 40 \text{ 時間}$ で求めることができます。

② 1年単位の变形労働時間制により労働する自動車運転者の場合

延長することができる時間		算出方法
1日	7時間	①と同様です。
2週	52時間	①と同様です。
1カ月	127時間	①と同様です。
1年	1,150時間	1年単位の变形労働時間制では、年間の労働日数の上限が280日と定められています（労働基準法第12条の4）。 改善基準告示では、1年間の拘束時間は3,516時間とされています。よって、 $\text{拘束時間 } 3,516 \text{ 時間} - (\text{1年間の法定労働時間 } 2085.714 \text{ 時間} + \text{休憩時間 } 280 \text{ 時間}) = 1,150.286 \text{ 時間} \approx 1,150 \text{ 時間 } 18 \text{ 分}$ * 1年間（365日）の法定労働時間は、週40時間が法定労働時間であることから $365 \text{ 日} \div 7 \text{ 日} \times 40 \text{ 時間}$ で求めることができます。